

## 第三セクターに関する指針に基づく経営健全化の検討・方針策定の必要性について

### (1) 経営健全化の検討・方針策定

市長は、次の「(2)経営健全化の検討・方針策定の判断基準」に該当する対象法人について、速やかに抜本的改革を含む経営健全化を検討し、法人ごとに経営健全化方針を策定する。

### (2) 経営健全化の検討・方針策定の判断基準

以下各号いずれかに該当する法人

- (1) 債務超過にある法人
- (2) 実質的（事業内容に応じ時価で評価した場合）に債務超過にある法人
- (3) 市が第三セクターに対して行う損失補償、債務保証及び短期貸付けの標準財政規模に対する比率が市の実質赤字の早期健全化基準の水準（標準財政規模と比較して11.25～15%）に達している法人
- (4) 公共性、公益性の喪失若しくは著しい低下が認められる法人、又は「存続の前提となる条件」を満たさなくなったと認められる法人
- (5) 他の事業手法と比べ費用対効果が乏しいと認められる法人
- (6) その他、経営収支など当該法人の経営状況等を勘案し、経営健全化の取組が必要と認められる法人

### ※ 参考(評価の対象とならない法人)

- ①公益社団法人水産加工排水公社
- ②石巻魚市場株式会社
- ③株式会社石巻青果
- ④牡鹿産業株式会社
- ⑤株式会社元気いしのまき

## 第三セクターの経営状況に伴う経営健全化の検討・方針策定の必要性について

No.	法人名	担当部署	判断基準 抜本的改革を含む経営健全化が必要なおそれのある法人						経営健全化の検討・方針策定の必要性
			(1) 債務超過にあること	(2) 実質的に債務超過にあること	(3) 市が第三セクターに対して行う損失補償、債務保証及び短期貸付けの標準財政規模に対する比率が市の実質赤字の早期健全化基準の水準（標準財政規模と比較して11.25～15%）に達していること	(4) 公共性、公益性の喪失若しくは著しい低下が認められる、又は「存続の前提となる条件」を満たさなくなったと認められること	(5) 他の事業手法と比べ費用対効果が乏しいと認められること	(6) その他、経営健全化の取り組みが必要と認められる相当の理由があること	
1	公益財団法人石巻地域高等教育事業団	総務部総務課	非該当	非該当	非該当	非該当	非該当	非該当	無
2	株式会社かほく・上品の郷	河北総合支所地域振興課	非該当	非該当	非該当	非該当	非該当	非該当	無
3	一般社団法人おしかパブリックサービス	牡鹿総合支所地域振興課	非該当	非該当	非該当	非該当	非該当	非該当	無
4	公益財団法人慶長遣欧使節船協会	産業部観光課	非該当	非該当	非該当	非該当	非該当	非該当	無
5	一般財団法人石巻地区勤労者福祉サービスセンター	産業部商工課	非該当	非該当	非該当	非該当	非該当	非該当	無
6	株式会社街づくりまんぼう	産業部商工課	非該当	非該当	非該当	非該当	非該当	非該当	無
7	公益財団法人石巻市芸術文化振興財団	教育委員会生涯学習課	非該当	非該当	非該当	非該当	非該当	非該当	無
8	石巻産業創造株式会社	産業部産業推進課	非該当	非該当	非該当	非該当	非該当	非該当	無
9	網地島ライン株式会社	復興政策部地域振興課	非該当	非該当	非該当	非該当	非該当	非該当	無

## 経営健全化の検討・方針策定の必要性について（令和2年度）

法人名	公益財団法人石巻地域高等教育事業団
担当部・課	総務部総務課

### 判断基準

抜本的改革を含む経営健全化が必要なおそれのある法人（以下各号いずれかに該当した場合）

- (1) 債務超過にある法人
- (2) 実質的（事業内容に応じ時価で評価した場合）に債務超過にある法人
- (3) 市が第三セクターに対して行う損失補償、債務保証及び短期貸付けの標準財政規模に対する比率が、市の実質赤字の早期健全化基準の水準（標準財政規模と比較して11.25～15%）に達している法人
- (4) 公共性、公益性の喪失若しくは著しい低下が認められる法人、又は「存続の前提となる条件」を満たさなくなったと認められる法人
- (5) 他の事業手法と比べ費用対効果が乏しいと認められる法人
- (6) その他、経営収支など当該法人の経営状況等を勘案し、経営健全化の取組が必要と認められる法人

- (1) 債務超過にあること（該当  非該当 ）

	H29	H30	R1
総資産	140,399	139,088	137,730
負債	21	16	15
正味財産・純資産	140,378	139,072	137,715

※単位：千円

- (2) 実質的に債務超過にあること

所管部評価

（該当  非該当 ）

- (3) 市が第三セクターに対して行う損失補償、債務保証及び短期貸付けの標準財政規模に対する比率が、市の実質赤字の早期健全化基準の水準（標準財政規模と比較して11.25～15%）に達していること

（該当  非該当 ）

（損失補償・債務保証付債務残高＋短期貸付金）÷ 標準財政規模 = 損失補償及び短期貸付等比率

（  ） ÷ 39,321,082（H30） =  < 11.25%

※単位：千円

- (4) 公共性、公益性の喪失若しくは著しい低下が認められる、又は「存続の前提となる条件」を満たさなくなったと認められること

所管部評価

（該当  非該当 ）

- (5) 他の事業手法と比べ費用対効果が乏しいと認められること

所管部評価

（該当  非該当 ）

- (6) その他、経営健全化の取り組みが必要と認められる相当の理由があること

所管部評価

（該当  非該当 ）

経営健全化の検討・方針策定の必要性（有  無 ）

## 経営健全化の検討・方針策定の必要性について（令和2年度）

法人名	株式会社 かほく・上品の郷
担当部・課	河北総合支所 地域振興課

### 判断基準

抜本的改革を含む経営健全化が必要なおそれのある法人（以下各号いずれかに該当した場合）

- (1) 債務超過にある法人
- (2) 実質的（事業内容に応じ時価で評価した場合）に債務超過にある法人
- (3) 市が第三セクターに対して行う損失補償、債務保証及び短期貸付けの標準財政規模に対する比率が、市の実質赤字の早期健全化基準の水準（標準財政規模と比較して11.25～15%）に達している法人
- (4) 公共性、公益性の喪失若しくは著しい低下が認められる法人、又は「存続の前提となる条件」を満たさなくなったと認められる法人
- (5) 他の事業手法と比べ費用対効果が乏しいと認められる法人
- (6) その他、経営収支など当該法人の経営状況等を勘案し、経営健全化の取組が必要と認められる法人

(1) 債務超過にあること（該当  非該当 ）

	H29	H30	R1
総資産	266,196	205,904	202,220
負債	124,456	82,344	98,876
正味財産・純資産	141,740	123,560	103,344

※単位：千円

(2) 実質的に債務超過にあること

所管部評価

（該当  非該当 ）

(3) 市が第三セクターに対して行う損失補償、債務保証及び短期貸付けの標準財政規模に対する比率が、市の実質赤字の早期健全化基準の水準（標準財政規模と比較して11.25～15%）に達していること

（該当  非該当 ）

（損失補償・債務保証付債務残高＋短期貸付金）÷ 標準財政規模 = 損失補償及び短期貸付等比率

（  ） ÷ 39,321,082 (H30) =  < 11.25%

※単位：千円

(4) 公共性、公益性の喪失若しくは著しい低下が認められる、又は「存続の前提となる条件」を満たさなくなったと認められること

所管部評価

（該当  非該当 ）

(5) 他の事業手法と比べ費用対効果が乏しいと認められること

所管部評価

（該当  非該当 ）

(6) その他、経営健全化の取り組みが必要と認められる相当の理由があること

所管部評価

（該当  非該当 ）

経営健全化の検討・方針策定の必要性（有  無 ）

## 経営健全化の検討・方針策定の必要性について（令和2年度）

法人名	一般社団法人おしかパブリックサービス
担当部・課	牡鹿総合支所地域振興課

### 判断基準

抜本的改革を含む経営健全化が必要なおそれのある法人（以下各号いずれかに該当した場合）

- (1) 債務超過にある法人
- (2) 実質的（事業内容に応じ時価で評価した場合）に債務超過にある法人
- (3) 市が第三セクターに対して行う損失補償、債務保証及び短期貸付けの標準財政規模に対する比率が、市の実質赤字の早期健全化基準の水準（標準財政規模と比較して11.25～15%）に達している法人
- (4) 公共性、公益性の喪失若しくは著しい低下が認められる法人、又は「存続の前提となる条件」を満たさなくなったと認められる法人
- (5) 他の事業手法と比べ費用対効果が乏しいと認められる法人
- (6) その他、経営収支など当該法人の経営状況等を勘案し、経営健全化の取組が必要と認められる法人

(1) 債務超過にあること（該当  非該当 ）

	H29	H30	R1
総資産	27,669	28,335	23,393
負債	16,914	16,855	11,411
正味財産・純資産	10,755	11,480	11,982

※単位：千円

(2) 実質的に債務超過にあること

所管部評価

（該当  非該当 ）

債務超過に陥ることなく、黒字経営を継続しており、経営安定性は高い。

(3) 市が第三セクターに対して行う損失補償、債務保証及び短期貸付けの標準財政規模に対する比率が、市の実質赤字の早期健全化基準の水準（標準財政規模と比較して11.25～15%）に達していること

（該当  非該当 ）

（損失補償・債務保証付債務残高＋短期貸付金）÷ 標準財政規模 = 損失補償及び短期貸付等比率

（  ） ÷ 39,321,082（H30） =  < 11.25%

※単位：千円

(4) 公共性、公益性の喪失若しくは著しい低下が認められる、又は「存続の前提となる条件」を満たさなくなったと認められること

所管部評価

（該当  非該当 ）

牡鹿地区の公共サービスを担っており、雇用の創出や地域の生活環境整備など公益的に大きく貢献している。

(5) 他の事業手法と比べ費用対効果が乏しいと認められること

所管部評価

（該当  非該当 ）

市からの補助金等の財政・金融支援を受けておらず、また、効率的な運営に努めながら、市の委託など公共サービスに資する業務を受託している。

(6) その他、経営健全化の取り組みが必要と認められる相当の理由があること

所管部評価

（該当  非該当 ）

財務状態は良好であり、安定した経営を継続していることから、事業者は健全な経営に努めていると認められる。

経営健全化の検討・方針策定の必要性（有  無 ）

## 経営健全化の検討・方針策定の必要性について（令和2年度）

法人名	公益財団法人慶長遣欧使節船協会
担当部・課	産業部 観光課

### 判断基準

抜本的改革を含む経営健全化が必要なおそれのある法人（以下各号いずれかに該当した場合）

- (1) 債務超過にある法人
- (2) 実質的（事業内容に応じ時価で評価した場合）に債務超過にある法人
- (3) 市が第三セクターに対して行う損失補償、債務保証及び短期貸付けの標準財政規模に対する比率が、市の実質赤字の早期健全化基準の水準（標準財政規模と比較して11.25～15%）に達している法人
- (4) 公共性、公益性の喪失若しくは著しい低下が認められる法人、又は「存続の前提となる条件」を満たさなくなったと認められる法人
- (5) 他の事業手法と比べ費用対効果が乏しいと認められる法人
- (6) その他、経営収支など当該法人の経営状況等を勘案し、経営健全化の取組が必要と認められる法人

(1) 債務超過にあること（該当  非該当 ）

	H29	H30	R1
総資産	1,253,686	1,282,023	1,241,003
負債	13,604	28,625	10,291
正味財産・純資産	1,240,082	1,253,398	1,230,712

※単位：千円

(2) 実質的に債務超過にあること

所管部評価

（該当  非該当 ）

(3) 市が第三セクターに対して行う損失補償、債務保証及び短期貸付けの標準財政規模に対する比率が、市の実質赤字の早期健全化基準の水準（標準財政規模と比較して11.25～15%）に達していること

（該当  非該当 ）

（損失補償・債務保証付債務残高＋短期貸付金）÷ 標準財政規模 = 損失補償及び短期貸付等比率

（ 0 ） ÷ 39,321,082（H30） = 0.00% < 11.25%

※単位：千円

(4) 公共性、公益性の喪失若しくは著しい低下が認められる、又は「存続の前提となる条件」を満たさなくなったと認められること

所管部評価

（該当  非該当 ）

(5) 他の事業手法と比べ費用対効果が乏しいと認められること

所管部評価

（該当  非該当 ）

(6) その他、経営健全化の取り組みが必要と認められる相当の理由があること

所管部評価

（該当  非該当 ）

経営健全化の検討・方針策定の必要性（有  無 ）

## 経営健全化の検討・方針策定の必要性について（令和2年度）

法人名	一般財団法人石巻地区勤労者福祉サービスセンター
担当部・課	産業部商工課

### 判断基準

抜本的改革を含む経営健全化が必要なおそれのある法人（以下各号いずれかに該当した場合）

- (1) 債務超過にある法人
- (2) 実質的（事業内容に応じ時価で評価した場合）に債務超過にある法人
- (3) 市が第三セクターに対して行う損失補償、債務保証及び短期貸付けの標準財政規模に対する比率が、市の実質赤字の早期健全化基準の水準（標準財政規模と比較して11.25～15%）に達している法人
- (4) 公共性、公益性の喪失若しくは著しい低下が認められる法人、又は「存続の前提となる条件」を満たさなくなったと認められる法人
- (5) 他の事業手法と比べ費用対効果が乏しいと認められる法人
- (6) その他、経営収支など当該法人の経営状況等を勘案し、経営健全化の取組が必要と認められる法人

(1) 債務超過にあること（該当  非該当 ）

	H29	H30	R1
総資産	63,070	63,602	62,714
負債	2,873	3,018	3,341
正味財産・純資産	60,197	60,584	59,373

※単位：千円

(2) 実質的に債務超過にあること

所管部評価

（該当  非該当 ）

総資産額が多く、債務超過の状況にない。

(3) 市が第三セクターに対して行う損失補償、債務保証及び短期貸付けの標準財政規模に対する比率が、市の実質赤字の早期健全化基準の水準（標準財政規模と比較して11.25～15%）に達していること

（該当  非該当 ）

（損失補償・債務保証付債務残高＋短期貸付金）÷ 標準財政規模 = 損失補償及び短期貸付等比率

（  ） ÷ 39,321,082 (H30) =  < 11.25%

※単位：千円

(4) 公共性、公益性の喪失若しくは著しい低下が認められる、又は「存続の前提となる条件」を満たさなくなったと認められること

所管部評価

（該当  非該当 ）

石巻広域圏の勤労者及びその家族並びに一般の方々等が充実した毎日を過ごせるよう、総合的な福祉事業の展開、中小企業の振興、地域社会の活性化及び発展を目的に活動しており、公共性は高い。

(5) 他の事業手法と比べ費用対効果が乏しいと認められること

所管部評価

（該当  非該当 ）

特に費用対効果が乏しいとは言えない。

(6) その他、経営健全化の取り組みが必要と認められる相当の理由があること

所管部評価

（該当  非該当 ）

新型コロナウイルスの影響で、様々な事業の実施が困難な状況ではあるが、3密対策等を図って、新たな事業を構築してほしい。

経営健全化の検討・方針策定の必要性（有  無 ）

## 経営健全化の検討・方針策定の必要性について（令和2年度）

法人名	株式会社街づくりまんぼう
担当部・課	産業部商工課

### 判断基準

抜本的改革を含む経営健全化が必要なおそれのある法人（以下各号いずれかに該当した場合）

- (1) 債務超過にある法人
- (2) 実質的（事業内容に応じ時価で評価した場合）に債務超過にある法人
- (3) 市が第三セクターに対して行う損失補償、債務保証及び短期貸付けの標準財政規模に対する比率が、市の実質赤字の早期健全化基準の水準（標準財政規模と比較して11.25～15%）に達している法人
- (4) 公共性、公益性の喪失若しくは著しい低下が認められる法人、又は「存続の前提となる条件」を満たさなくなったと認められる法人
- (5) 他の事業手法と比べ費用対効果が乏しいと認められる法人
- (6) その他、経営収支など当該法人の経営状況等を勘案し、経営健全化の取組が必要と認められる法人

(1) 債務超過にあること（該当  非該当 ）

	H29	H30	R1
総資産	146,112	155,343	161,156
負債	30,189	34,901	28,755
正味財産・純資産	115,923	120,442	132,401

※単位：千円

(2) 実質的に債務超過にあること

所管部評価

（該当  非該当 ）

(3) 市が第三セクターに対して行う損失補償、債務保証及び短期貸付けの標準財政規模に対する比率が、市の実質赤字の早期健全化基準の水準（標準財政規模と比較して11.25～15%）に達していること

（該当  非該当 ）

（損失補償・債務保証付債務残高＋短期貸付金）÷ 標準財政規模 = 損失補償及び短期貸付等比率

（  ） ÷ 39,321,082（H30） =  < 11.25%

※単位：千円

(4) 公共性、公益性の喪失若しくは著しい低下が認められる、又は「存続の前提となる条件」を満たさなくなったと認められること

所管部評価

（該当  非該当 ）

(5) 他の事業手法と比べ費用対効果が乏しいと認められること

所管部評価

（該当  非該当 ）

(6) その他、経営健全化の取り組みが必要と認められる相当の理由があること

所管部評価

（該当  非該当 ）

経営健全化の検討・方針策定の必要性（有  無 ）

## 経営健全化の検討・方針策定の必要性について（令和2年度）

法人名	公益財団法人石巻市芸術文化振興財団
担当部・課	石巻市教育委員会生涯学習課

### 判断基準

抜本的改革を含む経営健全化が必要なおそれのある法人（以下各号いずれかに該当した場合）

- (1) 債務超過にある法人
- (2) 実質的（事業内容に応じ時価で評価した場合）に債務超過にある法人
- (3) 市が第三セクターに対して行う損失補償、債務保証及び短期貸付けの標準財政規模に対する比率が、市の実質赤字の早期健全化基準の水準（標準財政規模と比較して11.25～15%）に達している法人
- (4) 公共性、公益性の喪失若しくは著しい低下が認められる法人、又は「存続の前提となる条件」を満たさなくなったと認められる法人
- (5) 他の事業手法と比べ費用対効果が乏しいと認められる法人
- (6) その他、経営収支など当該法人の経営状況等を勘案し、経営健全化の取組が必要と認められる法人

(1) 債務超過にあること（該当  非該当 ）

	H29	H30	R1
総資産	224,911	223,045	227,221
負債	38,957	40,569	46,244
正味財産・純資産	185,954	182,476	180,977

※単位：千円

(2) 実質的に債務超過にあること

所管部評価

（該当  非該当 ）

(3) 市が第三セクターに対して行う損失補償、債務保証及び短期貸付けの標準財政規模に対する比率が、市の実質赤字の早期健全化基準の水準（標準財政規模と比較して11.25～15%）に達していること

（該当  非該当 ）

（損失補償・債務保証付債務残高＋短期貸付金）÷ 標準財政規模 = 損失補償及び短期貸付等比率

（  ） ÷ 39,321,082（H30） =  < 11.25%

※単位：千円

(4) 公共性、公益性の喪失若しくは著しい低下が認められる、又は「存続の前提となる条件」を満たさなくなったと認められること

所管部評価

（該当  非該当 ）

(5) 他の事業手法と比べ費用対効果が乏しいと認められること

所管部評価

（該当  非該当 ）

(6) その他、経営健全化の取り組みが必要と認められる相当の理由があること

所管部評価

（該当  非該当 ）

経営健全化の検討・方針策定の必要性（有  無 ）

## 経営健全化の検討・方針策定の必要性について（令和2年度）

法人名	石巻産業創造株式会社
担当部・課	産業部産業推進課

### 判断基準

抜本的改革を含む経営健全化が必要なおそれのある法人（以下各号いずれかに該当した場合）

- (1) 債務超過にある法人
- (2) 実質的（事業内容に応じ時価で評価した場合）に債務超過にある法人
- (3) 市が第三セクターに対して行う損失補償、債務保証及び短期貸付けの標準財政規模に対する比率が、市の実質赤字の早期健全化基準の水準（標準財政規模と比較して11.25～15%）に達している法人
- (4) 公共性、公益性の喪失若しくは著しい低下が認められる法人、又は「存続の前提となる条件」を満たさなくなったと認められる法人
- (5) 他の事業手法と比べ費用対効果が乏しいと認められる法人
- (6) その他、経営収支など当該法人の経営状況等を勘案し、経営健全化の取組が必要と認められる法人

- (1) 債務超過にあること（該当  非該当 ）

	H29	H30	R1
総資産	782,176	777,200	781,839
負債	29,095	22,490	25,334
正味財産・純資産	753,081	754,710	756,505

※単位：千円

- (2) 実質的に債務超過にあること

所管部評価

（該当  非該当 ）

- (3) 市が第三セクターに対して行う損失補償、債務保証及び短期貸付けの標準財政規模に対する比率が、市の実質赤字の早期健全化基準の水準（標準財政規模と比較して11.25～15%）に達していること

（該当  非該当 ）

（損失補償・債務保証付債務残高＋短期貸付金）÷ 標準財政規模 = 損失補償及び短期貸付等比率

（  ） ÷ 39,321,082（H30） =  < 11.25%

※単位：千円

- (4) 公共性、公益性の喪失若しくは著しい低下が認められる、又は「存続の前提となる条件」を満たさなくなったと認められること

所管部評価

（該当  非該当 ）

- (5) 他の事業手法と比べ費用対効果が乏しいと認められること

所管部評価

（該当  非該当 ）

- (6) その他、経営健全化の取り組みが必要と認められる相当の理由があること

所管部評価

（該当  非該当 ）

経営健全化の検討・方針策定の必要性（有  無 ）

## 経営健全化の検討・方針策定の必要性について（令和2年度）

法人名	網地島ライン株式会社
担当部・課	復興政策部地域振興課

### 判断基準

抜本的改革を含む経営健全化が必要なおそれのある法人（以下各号いずれかに該当した場合）

- (1) 債務超過にある法人
- (2) 実質的（事業内容に応じ時価で評価した場合）に債務超過にある法人
- (3) 市が第三セクターに対して行う損失補償、債務保証及び短期貸付けの標準財政規模に対する比率が、市の実質赤字の早期健全化基準の水準（標準財政規模と比較して11.25～15%）に達している法人
- (4) 公共性、公益性の喪失若しくは著しい低下が認められる法人、又は「存続の前提となる条件」を満たさなくなったと認められる法人
- (5) 他の事業手法と比べ費用対効果が乏しいと認められる法人
- (6) その他、経営収支など当該法人の経営状況等を勘案し、経営健全化の取組が必要と認められる法人

(1) 債務超過にあること（該当  非該当 ）

	H29	H30	R1
総資産	294,558	366,825	459,542
負債	231,024	276,332	313,138
正味財産・純資産	63,534	90,493	146,404

※単位：千円

(2) 実質的に債務超過にあること

所管部評価

（該当  非該当 ）

(3) 市が第三セクターに対して行う損失補償、債務保証及び短期貸付けの標準財政規模に対する比率が、市の実質赤字の早期健全化基準の水準（標準財政規模と比較して11.25～15%）に達していること

（該当  非該当 ）

（損失補償・債務保証付債務残高＋短期貸付金）÷ 標準財政規模 = 損失補償及び短期貸付等比率

（  ） ÷ 39,321,082（H30） =  < 11.25%

※単位：千円

(4) 公共性、公益性の喪失若しくは著しい低下が認められる、又は「存続の前提となる条件」を満たさなくなったと認められること

所管部評価

（該当  非該当 ）

(5) 他の事業手法と比べ費用対効果が乏しいと認められること

所管部評価

（該当  非該当 ）

(6) その他、経営健全化の取り組みが必要と認められる相当の理由があること

所管部評価

（該当  非該当 ）

経営健全化の検討・方針策定の必要性（有  無 ）